

Client Alert

2019年9月号 (Vol.69)

1. はじめに
2. 知的財産法：東京・大阪両地裁での知財調停手続の運用開始
3. 競争法 / 独禁法：公取委、デジタル・プラットフォーマーによる個人情報等の取得に係る優越的地位の濫用に関する考え方の案を公表
4. エネルギー・インフラ：利潤配慮期間の事業用太陽光発電案件に対する発電側基本料金の課金について
5. 労働法：厚労省、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」報告書を公表
6. 会社法：東証、東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況に関するリリースを公表
7. 危機管理：証券取引等監視委員会の活動状況の公表について
8. 一般民事・債権管理：銀行法 5%ルール等の改正
9. M&A：対内直接投資等に係る事前届出対象業種の追加等
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁、令和元事務年度における金融行政の方針を公表
11. 税務：東京地裁、適格合併による繰越欠損金の引継ぎが争われた事案で、納税者敗訴の判決
12. 中国・アジア（ミャンマー）：ヤンゴン証券取引所における株式取引の外資への解禁
13. 新興国（ロシア）：クラスアクション制度の拡大
14. 国際訴訟・仲裁：シンガポール国際商事調停条約の調印式の開催

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年9月号 (Vol.69) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：東京・大阪両地裁での知財調停手続の運用開始

東京地裁及び大阪地裁では、各知的財産部において、2019年10月1日から、知的財産権に関する調停手続（「知財調停」）について新たな運用が開始されることになりました。この知財調停は知的財産権に関する紛争を対象として話し合いによる簡易・迅速な解決を図る手続であり、現行法の枠内で、訴訟、仮処分にはない特徴を有する第3の紛争解決ツールを提供することになります。

Client Alert

知財調停の手の特色としては、以下の4点を挙げるすることができます。

柔軟性

相手方との交渉の状況を踏まえて解決したい紛争を設定することができるほか、調停委員会の助言等を得て当事者間の自主的交渉に戻ることや調停手続の審理を踏まえ訴え提起等を検討することが可能となります。

迅速性

東京地裁が示している審理モデルによれば、知財調停では、第1回調停期日までに両当事者が主張と証拠を提出して、原則として、3回程度の期日内で調停委員会の見解が口頭で開示されるとのことであり、迅速な紛争解決の実現を目指すものといえます。

専門性

知財調停では、調停委員会は、知的財産部の裁判官（1名）及び知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士等の調停委員（2名）の合計3名で構成されます。なお、技術的事項が問題となる事案については、裁判所調査官が関与することもあるとのことです。

非公開

通常の民事調停と同様、申立ての有無も含め手続は公開されませんので、紛争の存在自体が第三者に認識されることなく、紛争の解決を図ることが可能となります。

知財調停で取り扱われることが想定される紛争は、当事者間の交渉中に生じた紛争であって争点が過度に複雑でないものや、交渉において争点が特定されており当事者双方が話し合いによる解決を希望している事案等であり、今後、同制度がどの程度活用されるのかを注視していく必要があります。

<参考資料>

知財調停手続の運用について（東京地裁民事第29部・第40部・第46部・第47部）

http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/13/Vcms3_00000618.html

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法 / 独禁法：公取委、デジタル・プラットフォーマーによる個人情報等の取得に係る優越的地位の濫用に関する考え方の案を公表

2019年8月29日、公取委は、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」

Client Alert

(「考え方案」)を公表し、意見募集を開始しました。考え方案は、政府の成長戦略に基づき、公取委が経産省及び総務省と共同で昨年12月に取りまとめた、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を踏まえ、「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより、法運用の透明性を一層確保し、デジタル・プラットフォームの予見可能性を向上させるため」に作成されたものです。

考え方案において、公取委は、デジタル・プラットフォームがユーザーである消費者から個人情報を収集し、利用することについて、一定の場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるという考え方を明らかにしました。

従来、公取委は、事業者が消費者に一方的な不利益を与える行為については、消費者が優越的地位の濫用の要件の一つである「取引の相手方」とは認められないことを念頭に、優越的地位の濫用を認定することに消極的でした。これに対し、考え方案では、「取引の相手方」という文言上からは消費者が排除されていないことから、消費者が経済的価値を提供する場合には「取引の相手方」であるとして、優越的地位の濫用の成立を認める考え方を示しました。そして、考え方案は、消費者がデジタル・プラットフォームが提供するサービスを利用する際に、その対価として自己の個人情報等という経済的価値を提供していると認められる場合は、当然「取引の相手方」に該当するとしています。

優越的地位の要件について、考え方案は、「消費者がデジタル・プラットフォームから不利益な取扱いを受けても、消費者が当該デジタル・プラットフォームの提供するサービスを利用するためにはこれを受け入れざるを得ないような場合」に優越的地位が認められるとし、その判断に当たっては、消費者にとっての取引必要性を考慮すること等を述べています。

濫用の要件について、考え方案は、問題となる行為を次のように例示しています。

個人情報等の不当な取得

- ・ 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること
- ・ 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること
- ・ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対し、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等の経済上の利益を提供させること

個人情報等の不当な利用

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること
- ・ 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること

Client Alert

こうした、考え方案に含まれる公取委の考え方は、様々な理論的・実務的な論点を含んでいます。まず、公取委が、デジタル・プラットフォーマー以外による消費者に対する優越的地位の濫用についても広く認める可能性を示したと見るべきかは、興味深い論点です。また、考え方案は、優越的地位（取引必要性）が通常認められる場合として、デジタル・プラットフォーマーに市場支配力が認められる場合を挙げている点や、濫用の要件に係る上記の行為について、これらに対価相当性を欠く不当な不利益を与える行為と断定している点等、一般的な優越的地位の濫用に関して公取委が公表しているガイドラインの考え方案からかなり踏み込んでいる点を多く含んでいます。さらに、優越的地位の濫用には課徴金が課されるところ、その算定の基礎となる「取引の相手方」である消費者との取引額をどのように把握するのかは、運用上大きな課題になると考えられます。

また、個人情報保護委員会は、同日付で、考え方案について、個人情報保護法がすべての個人情報取扱事業者を対象としていることを背景に、同法による規律のレベルがあらゆる場合に妥当する必要最小限の対応を求めるものであると述べた上で、個人情報保護政策の観点からの当不当については同委員会が評価するが、同法違反とはいえない場合であっても独占禁止法の観点からは是正されうる場合があることを念頭に、公取委と必要な範囲で連携を図る旨の考え方を明らかにしています。立法趣旨・違反要件の全く異なる法令の適用について、公取委と個人情報保護委員会がどのように連携することになるかは、理論と実務の両面から興味深いところです。

以上のとおり、考え方案は、理論上・運用上様々な論点を含んでいますが、意見募集の結果を踏まえて成案に一定の修正が加えられるにせよ、デジタル・プラットフォーマーとしては、ユーザーである消費者向けの規約の内容を確認し、必要に応じて見直すことが求められているといえます。意見募集は9月30日までとなっており、各方面から多くの意見が寄せられることが予想されます。寄せられた意見に対する公取委の応答内容や、意見を踏まえた成案がどのようなものとなるか、注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：利潤配慮期間の事業用太陽光発電案件に対する発電側基本料金の課金について

2019年8月20日、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理（第3次）¹が公表されました。この中で、再エネ電源に対する発電側基本料金の課金の在り方に関し、「原則、調達価格の算定において制度上追加的な利潤配慮がなされていないものについては発電側基本料金による追加コストと同水準を調整す

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/20190820_report.html

Client Alert

る措置を置くことを検討することとし、詳細な調整措置の対象や調整の程度を決めるに当たっては、例えば系統接続の初期費用負担の大きさ等も考慮要素として具体化すべきではないか」との記述がなされています（下線は筆者）。

下線部分の文言は、「利潤配慮がなされているものは調整措置の対象外とする」ことを含意しているようにも読めます。実際、中間整理案の審議過程では、一部の委員がこの点を指摘して文言の修正を求めましたが、利潤配慮期間の事業用太陽光案件²への調整措置自体に反対する立場から文言の修正に反対する意見もあり、結果的に、下線部分の文言は原案どおりとなった経緯があります。

かかる経緯を踏まえて、利潤配慮期間の事業用太陽光案件については補填等の調整措置がなされないこととなる実務上の懸念が高まっています。関連する事業者・金融機関等は、今後の調達価格等算定委員会での議論に向けて、必要な対策や情報発信を行っていくことが必要といえますが、当面の実務上の対応としても、調整措置を伴わない発電側基本料金の課金がなされた場合の考え方にも配慮した契約上の規定等を検討する必要が生じるものと思われます。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

² 中間整理（第3次）32頁の脚注31では、「事業用太陽光発電における利潤配慮期間の調達価格：40円・36円・32円・29円。他の電源は、利潤配慮期間終了後も「供給量勘案上乘せ措置」としてIRRが維持されたため、利潤配慮期間中のIRRも実態上、供給量を勘案したものだったと理解することが適当。」との記載がなされています。そのため、下線部分の議論の対象となるのは、実質的には、上記調達価格の事業用太陽光案件のみと推測されます。

Client Alert

5. 労働法：厚労省、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」報告書を公表

2019年8月8日、厚労省は「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」報告書（「本報告書」）を公表しました。本報告書は、社会全体として副業・兼業に対する機運が高まっている中、副業・兼業の場合の実行性のある労働時間管理を求める声が強くなっていることを受け、副業・兼業を行う場合の実効性のある労働時間管理や健康確保措置のあり方に関する議論の結果をまとめたもので、考えられる選択肢の例示を以下のとおり整理しています。なお、1. ないし 3. における個々の選択肢は、他の部分においてどのような選択肢を取るかによって変化し得ますので、留意が必要です。

1. 健康管理について

労働安全衛生法では、複数の事業者間の労働時間を通算されることはされていませんが、副業・兼業を行う労働者の健康確保の観点から、新たに労働者の自己申告を前提として、各事業者が通算した労働時間の状況を把握することが考えられ、制度の見直しの方向性として以下のような選択肢が挙げられます。

- 1 事業者が、副業・兼業をしている労働者について、自己申告により把握し、通算した労働時間の状況などを勘案し、当該労働者との面談、労働時間の短縮その他の健康確保措置を講ずるよう配慮しなければならないこととすること（公法上の責務）。

- 2 事業者は、副業・兼業をしている労働者の自己申告により把握し、通算した労働時間の状況について、休憩時間を除き一週間あたり40時間を超えている時間が1ヶ月あたり80時間を超過する場合は、労働時間の短縮義務等を講ずるほか、自らの事業場における措置のみで対応が困難な場合は、当該労働者に対して、副業・兼業先との相談その他の適切な措置を求めることを義務付けること。また、当該労働者の申出を前提に医師の面接指導その他の適切な措置も講ずること。

通算した労働時間の状況の把握はせず、労働者が副業・兼業を行っている旨の自己申告をした場合に、長時間労働による医師の面接指導、ストレスチェック等の現行の健康確保措置の枠組みの中に何らかの形で組み込むこと。

2. 上限規制について

通算のために複数の事業場の労働時間を日々厳密に管理することは、企業にとって非常に困難な場合が多く、結果として違法状態の放置による労働基準法への信頼低下や労働者が保護されない状態につながりかねないこと等を踏まえ、制度の見直しの方向性として以下のような選択肢が挙げられます。

労働者の自己申告を前提に、通算して管理することが容易となる方法を設けること（日々ではなく月単位などの長い期間で、副業・兼業の上限期間を設定し、各事業主の下での労働時間をあらかじめ設定した時間内で収めること。）

事業主ごとに上限規制を適用するとともに、適切な健康確保措置を講ずることとすること。

Client Alert

3. 割増賃金について

日々、他の事業主の下での労働時間を把握することは、企業にとって実施が非常に困難であり、結果として違法状態の放置による労働基準法への信頼低下や別の事業主下で勤務する場合に労働時間を通算して割増賃金支払い義務が生じることが時間外労働の抑制機能を果たしていない面があること等を踏まえ、制度の見直しの方向性として以下のような選択肢が挙げられます。

労働者の自己申告を前提に、通算して割増賃金を払いやすく、かつ時間外労働の抑制効果も期待できる方法を設けること（使用者の予見可能性のある他の事業主の下での週・月単位等の所定労働時間のみ通算して割増賃金の支払いを義務付けること）。

各事業主の下で法定労働時間を超えた場合のみ割増賃金の支払いを義務付けること。

以上の検討結果を踏まえて、今後は労働政策審議会において、引き続き副業・兼業の場合の実効性のある労働時間管理の在り方が議論される見込みであり、今後の議論の動向を注視する必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

6. 会社法：東証、東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況に関するリリースを公表

東証は、2019年8月1日、「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」（「本リリース」）を公表しました。

本リリースによると、東証一部上場の企業のうち、3分の1以上の独立社外取締役を選任する企業数は、937社（昨年と比較して231社増。以下、括弧内の数値は、昨年との比較。）で、全体の43.6%（10.0%増）に上りました。また、東証一部上場の企業において、指名委員会・報酬委員会（法定のもの及び任意に設置されるものを併せて）を設置している企業数は、それぞれ1,067社（348社増）で49.7%（15.3%増）、1,125社（333社増）で52.4%（14.5%増）となりました。上記のとおり、東証一部上場の企業において、3分の1以上の独立社外取締役を選任する企業数及び指名委員会・報酬委員会を設置する企業は昨年と比較していずれも大きく増加しています。特に、指名委員会・報酬委員会の設置状況ともに、任意の委員会を設置している企業の企業数及び割合は、いずれも昨年と比較して大幅な伸びを示しています。

Client Alert

また、本リリースでは、指名委員会・報酬委員会の委員長の属性についても開示がなされており、任意の報酬委員会、指名委員会それぞれについて、委員長が社外取締役である東証一部上場の企業の比率は、いずれも 49.2%となっています。

2018年6月に公表されたコーポレートガバナンス・コード(「コード」)の改訂によって、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない企業において、指名・報酬に関する独立した諮問委員会を設置することが原則とされた(補充原則 4-10)ことから、諮問委員会の設置が進むとともに諮問委員会の主たる構成員として期待される独立社外取締役の選任も進んだと考えられます。

任意の委員会については、コーポレート・ガバナンス報告書や有価証券報告書において、活動状況(開催頻度や検討事項、個々の委員の出席状況等)の開示も求められており、今後、各社においては、設置の要否に留まらず、その構成や活動を含めた更なる検討が必要となります。

< 参考資料 >

東証：「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(2019年8月1日)

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20190801-01.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：証券取引等監視委員会の活動状況の公表について

証券取引等監視委員会は、2019年8月30日、平成30年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の「証券取引等監視委員会の活動状況」(「本活動状況」)を公表しました。本活動状況の公表は、金融庁設置法(平成10年法律130号)22条に基づき、毎年行われています。

本活動状況では、マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析、タイムリーな市場監視、金融商品取引業者等に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイトモニタリング(立入検査)の実施(オフサイト・オンサイト一体のモニタリングの実施)、課徴金制度の活用による迅速・効率的な検査・調査、重大・悪質事案に対する厳正な対処、及び原因の把握と再発防止のための建議等が、平成30年度の活動概要として報告されています。

Client Alert

平成 30 年度における不公正取引の課徴金納付命令勧告件数は 33 件(インサイダー取引 23 件、相場操縦 7 件、偽計 3 件)、刑事告発件数は 5 件となっています。また、その端緒を把握するために行われる取引審査の実施件数は、1,052 件(内訳は、インサイダー取引に関するもの 977 件、価格形成に関するもの 70 件、その他 5 件)となっており、6 年連続で 1,000 件以上を記録しています。そして、インサイダー取引に関して課徴金納付命令勧告を行った事例については、事業譲渡や会社分割を重要事実とする事例、平成 26 年 4 月の規制導入後において初となる取引推奨行為規制違反のみをもって勧告が行われた事例が平成 30 年度の特徴として言及されています。その中でも、取引推奨行為規制違反の事例に関連して、上記の規制導入後も社内における理解が不十分な上場会社も少なくないことが指摘されています。

また、開示規制違反については、検査終了件数が 20 件、うち課徴金納付命令勧告件数は 10 件、また、刑事告発を行った事例は 3 件となっています。勧告事案のうち 9 件は売上の過大計上ですが、そのうち 3 事案については、上場会社が実態を適切に確認・検証しないまま架空取引の商流に参加したものとされています。証券取引等監視委員会は、大規模上場会社等に対する継続的な監視や経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析等を引き続き実施するとしています。

一方、証券取引等監視委員会の新たな課題としては、Sup Tech (Supervisory Technology) への取組みが掲げられています。これは、FinTech 等により、監視対象となる取引の態様が大きく変容する可能性に着目し、市場監視業務における IT の更なる活用のために、AI 等を活用した新たな市場管理システムの導入を検討していくことを内容としており、今後の動向が注目されるところです。

このほか、本活動状況においては、会社関係者等向けの「監視委コラム」等において、規制の説明や違反事例に該当しないための留意事項等が掲載されていますので、当局の問題意識を知るための資料としても有意義であると思われます。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
アソシエイト 竹市 涼
☎ 03-5223-7795
✉ ryo.takeichi@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：銀行法 5%ルール等の改正

2019 年 8 月 7 日、金融庁は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」を公表しました。公表されたのは、銀行法施行規則、長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、貸金業法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、保険業法施行規則、信託業法施行規則、主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の各改正案です。

Client Alert

このうち においては、事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる 5%ルール）等を一部見直す銀行法施行規則の改正案が示されています。

従来、銀行による一般事業会社への出資については、銀行本体に対する他業リスクを回避するため、議決権比率 5%を超えて保有等することが、原則として禁じられていました。しかし、とりわけ事業承継の場面において、後継者が株式を集約するにあたって資金的余裕がない場合等には、金融機関が一時的に株式を保有し適切なタイミングで後継者に売却することにより、円滑な事業承継支援が期待できるため、金融機関や経済界からは、かかる 5%ルールの緩和が強く求められていました。

今回の改正案においては、かかる規制緩和と要望に対応するため、銀行が投資専門子会社を通じて子会社とすることができる会社の範囲に、代表者の死亡や高齢化等の事由に起因して事業承継のために支援の必要が生じ、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社を追加すること、事業再生会社を銀行本体が子会社にできる場合の要件を緩和すること、地域活性化事業会社についての議決権保有制限の例外措置（投資専門子会社を通じた出資）を緩和すること等が盛り込まれています。

一連の改正案については、9月10日までパブリックコメントの募集手続を経た後に、公布・施行される予定です。

パートナー 大室 幸子

☎ 03-6212-8350

✉ sachiko.omuro@mhm-global.com

アソシエイト 梅本 麻衣

☎ 03-6266-8753

✉ mai.umemoto@mhm-global.com

Client Alert

9. M&A：対内直接投資等に係る事前届出対象業種の追加等

2019年8月1日より、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律228号）27条1項の規定に基づく事前届出が必要となる対内直接投資等に係る業種及び同法28条1項の規定に基づく事前届出が必要となる特定取得に係る業種について、20業種が追加・拡充されることとなりました（「追加業種等」）。2019年8月31日以降は、経過措置期間も終了するため、追加業種等に対する対内直接投資・特定取得を実施する場合、事前届出を行うことが必要となります。

業種の追加・拡充は、サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていること等を背景として行われ、追加業種等は、情報処理関連の機器・部品製造業種（集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）、情報処理関連のソフトウェア製造業種（受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業等）、情報通信サービス関連業種（情報処理サービス業、インターネットサポートサービス業等）に大別されます。追加業種等の詳細は、経済産業省のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190527002/20190527002.html>

また、外国為替及び外国貿易法については、2019年7月26日から同年8月24日まで、議決権に着目して対内直接投資等に含まれる行為を追加すること等を内容とする政令等の改正案のパブリックコメント募集も行われており、法制度の見直しが活発な分野でありますので、引き続き動向に注目する必要があります。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 齋藤 悠輝

☎ 03-5220-1878

✉ yuki.saito@mhm-global.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁、令和元事務年度における金融行政の方針を公表

金融庁は、2019年8月28日、平成30事務年度における金融行政の実績と令和元事務年度における金融行政の方針を取りまとめ、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」を公表しました。

金融庁は、平成30事務年度、デジタルイノベーションへの対応、家計の安定的な資産形成の推進と活力ある資本市場の実現、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保等を重点課題とした金融行政方針を策定しており、法制面においては、例えば、の施策として、金融機関において利用者から情報の提供を受けて自らの業務に活用する等の情報の利活用に関する一連の業務を本体で営むことを可能とする法律の整備、の施策として、コーポレートガバナンス改革の一環として経営戦略等の記述

Client Alert

情報、役員報酬や政策保有株式に関する情報等の企業情報の開示の充実に向けた制度の見直し、の施策として、地域金融機関に対して早め早めの経営改善を促す観点からの早期警戒制度の見直し等が行われました。

令和元事務年度においては、上記も踏まえて、重点課題として、金融デジタルイノベーション戦略の推進、多様なニーズに応じた金融サービスの向上、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保が策定され、法制面においては、例えば、の施策として、デジタルイノベーションに伴う金融サービスの変容に対応するため、決済分野や金融サービス仲介法制における機能・リスクに応じた横断的な金融法制の整備、の施策として、投資家と企業の対話の深化に向けたスチュワードシップ・コードの2020年度中の改訂、の施策として、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた業務範囲に係る規制緩和等が掲げられています。

金融庁は、例年金融行政方針に則って法改正等を進めており、上記施策についても今年度中に実現される可能性が高いため、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

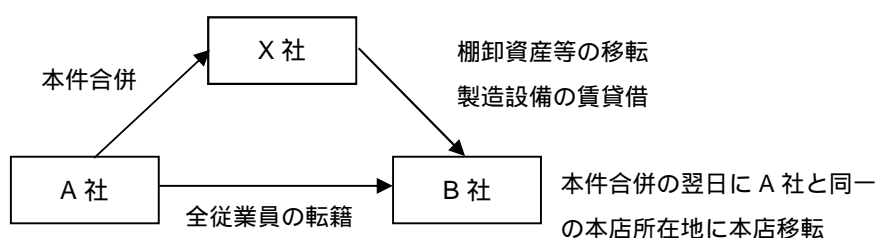
✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：東京地裁、適格合併による繰越欠損金の引継ぎが争われた事案で、納税者敗訴の判決

東京地裁は、令和元年6月27日、完全支配関係のある親子会社間の適格合併による繰越欠損金の引継ぎについて、法人税法132条の2（組織再編成に係る行為計算の否認）に基づく否認が争われた事案において、同条による否認を認め納税者敗訴の判決を下しました（なお、本件の国税不服審判所における判決内容は、下記参考資料のTAX LAW NEWSLETTER 2017年10月号 Vol.27をご参照ください。）。

本件の原告であるX社は、自己を存続会社、X社の完全子会社であるA社を消滅会社とする吸収合併（「本件合併」）を実行するとともに、A社と商号及び事業目的を同一にする子会社B社を設立しました。そして、X社は、本件合併と同時にA社の全従業員をB社に転籍させるとともに、B社に対して、X社がA社から合併によって引き継いだ資産のうち、A社の事業に関する棚卸資産及び従業員に係る負債を譲渡し、又、X社がB社に対してA社の事業に関する製造設備を賃貸する旨の契約（賃料は、当該設備の減価償却費と同額）を締結しました。さらに、B社はその後、A社と同一の本店所在地に本店を移転させました。



裁判所は、法人税法132条の2の要件である「不当性」の要件について、最判平28年2月29日・民集70巻2号242頁（いわゆるヤフー事件）と同様の解釈を述べ、本件においては上記のとおり実体としてはA社の営んでいた事業はほぼ変化のないままB社に引き継がれ、X社がA社の繰越欠損金のみを引き継いだに等しいと指摘し、「本件合併は形式的には適格合併の要件を満たすものの、組織再編税制が通常想定している移転資産等に対する支配の継続、言い換えれば、事業の移転及び継続という実質という備えているとはいえ、適格合併において通常想定されていない手順や方法に基づくもので、かつ、実態とは乖離した形式を作出するものであり、不自然なもの」であり、また、X社において本件合併の検討に当たっては終始、「メリット」や「ねらい」として繰越欠損金引継ぎによる節税効果が挙げられていたことを指摘して、「税負担の減少以外に本件合併を行うことの合理的理由となる事業目的その他の事由が存在するとは認めがたい」と判示しました。

本件は控訴されており、東京高裁がどのように判断されるかが注目されます。

Client Alert

< 参考資料 >

TAX LAW NEWSLETTER 2017 年 10 月号 Vol.27「最新事例解説 100%親子間の適格合併による繰越欠損金の引継ぎの法人税法 132 条の 2 (組織再編成に係る行為計算の否認) に基づく否認を認めた判決」

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00027671/20171024-072336.pdf>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 緒方 航

☎ 03-5220-1838

✉ ko.ogata@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（ミャンマー）：ヤンゴン証券取引所における株式取引の
外資への解禁

ヤンゴン証券取引委員会（Securities and Exchange Commission of Myanmar：「SECM」）は、2019年7月12日付、Notification 1/2019号（「本 Notification」）において、ヤンゴン証券取引所（「YSX」）における上場株式の取引への外資の参入を認める旨を公表しました。

YSX は、2015年12月の開設後、2019年7月末までの上場会社数は5社に留まり、取引状況も低調な状態が続いています。これまでは、上場株式の取引はミャンマー人及びミャンマー企業にのみ認められてきました。本 Notification は、上場株式市場への外資の参入を認めることにより、株式市場の活性化を企図したものとされています。

なお、本 Notification において、上場株式の取引が解禁される「外資」は、外国人（ミャンマー国籍を有する者以外の個人）及び外国企業（ミャンマー国外で設立された法人）と規定されているのみであり、ミャンマーでの居住や現地拠点設置等の要件は特に定められていません。また、具体的な取引開始のタイミングは、関連規則の整備がなされた後に SECM が改めて公表することとされており、現時点では不明です。取引のためにはミャンマーチャットの銀行口座の開設が必要なことや証券口座開設時に本人確認が必要なこと等を考えると、まずミャンマー居住者及びミャンマーに拠点のある外資企業に対して取引が解禁され、その後非居住者に対する対応がなされるものと思われます。

YSX における株式取引への外資参入が具体的にどのような形で認められるのか、必要な手続等を定める関連規則の整備については引き続きフォローしていく必要があります。そして、本 Notification において SECM が企図したとおりの外資の参入、ひいてはミャンマー株式市場の活性化が見られるのか、今後の動向を見守る必要があります。

パートナー 武川 丈士

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

パートナー 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

パートナー 井上 淳

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

アソシエイト 畠山 佑介

☎ +65-6593-9764（シンガポール）

✉ yusuke.hatakeyama@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国（ロシア）：クラスアクション制度の拡大

ロシアでは、2019年10月1日から、通常裁判所においてクラスアクションを利用することを認めるロシア連邦法 191-FZ 号（「本改正法」）が施行されます。

クラスアクションとは、複数の原告による請求が1つの訴訟において一括して審理される訴訟形態のことであり、損害額が低く1人で訴訟を提起することが憚られるような場合であっても、クラスアクションを利用することによって救済を受けることを可能にする制度です。従前も、仲裁裁判所においてはクラスアクションを提起することは可能であったものの、その対象は、会社訴訟といった特定の種類のものに限定されていました。本改正法は、通常裁判所においてもクラスアクションを利用できるようにした点、及びクラスアクションの対象となる紛争の範囲を拡大した点で、同制度の利便性を高めたものといえます。

本改正法は、クラスアクションを提起する要件として、被告が共通であること、原告の主張する権利が共通又は類似であること、請求の基礎となる事実関係が類似であること、原告の求める救済方法が同一であること、原告の集団が1人の代表原告及び20人以上の原告により構成されることを挙げています。このような要件の設定により、これまでクラスアクションの対象とされていなかった消費者紛争、住宅紛争、労働紛争といった類型についても、クラスアクションを提起することが可能になりました。なお、本改正法では、上記からまでの要件を満たす者にクラスアクションへ参加する機会を与えるため、クラスアクションの提起に関する情報はマスメディアで公表されなければならないと定められています。

上記の改正によって、本改正法の施行後には、クラスアクションを利用した訴訟の数が増加することが予想されます。クラスアクションの被告として訴えられた場合には、多額の費用が生じることに加え、マスメディアによる公表によるレピュテーションの毀損も考えられますので、事業者としては、これまで以上に慎重に自社の製品や労働環境等のリスク管理に努めるとともに、本改正法の今後の運用や動向を注視する必要があります。

パートナー 土屋 智弘

☎ 03-5223-7740

✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

アソシエイト 井上 ゆりか

☎ 03-6213-8163

✉ yurika.inoue@mhm-global.com

アソシエイト 四宮 雄紀

☎ 03-5220-1884

✉ yuki.shimiya@mhm-grobal.com

アソシエイト 湯浅 哲

☎ 03-6266-8554

✉ tetsu.yuasa@mhm-grobal.com

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：シンガポール国際商事調停条約の調印式の開催

2019年8月7日、シンガポールにおいて、調停による国際合意に関する国連条約(「シンガポール条約」)の調印式が行われ、46か国が署名しました。また、当該調印式に伴いシンガポール法務省が開催したシンガポール条約関連の公式セミナーに、弊所シンガポールオフィスのカウンセラーである Chia Chi Chong がパネリストとして参加しました。そこで本レターにおいては、シンガポール条約の概要と調印式当日の様子を簡単にご紹介したいと思います。

(1) シンガポール条約の概要

国際的商取引において頻発する紛争の解決手段として、国際仲裁と共に国際調停の利用が注目されています。当事者間の合意さえ成立するのであれば、国際仲裁に比べて短期解決が見込まれ、費用も抑えられる等、国際調停ならではのメリットが存在する一方で、国際調停の合意内容には執行力がないというデメリットがあります。それを踏まえ、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)において、国際調停への国際的な執行力の付与について議論が行われてきたところ、当該議論において主導的な役割を担ったシンガポールが調印式開催地として選ばれ、条約名にその国名を冠することとなりました。

シンガポール条約は、署名後に少なくとも3か国が国内手続(国会での承認等)の完了を国連事務総長に通報してから6ヶ月後に発効します(自国においてシンガポール条約の発効のために必要な国内手続及び国連事務総長への通報を行った国(締約国)との関係でのみ発効し、当該手続を完了していない国については発効しません。)。発効後は、企業は他国の企業との調停合意内容を、シンガポール条約の締約国の裁判所を通じて当該国において執行することが可能となります。なお、シンガポール条約はあくまでも国際商事調停を対象とする条約です。裁判所が承認又は手続に関与した調停や、国内当事者間の調停、商取引に関連しない個人間の調停には適用されないことが明記されています。

日本に目を向ければ、昨年11月に国内初の国際調停専門機関として京都国際調停センターが設立されており、国際調停の分野での世界貢献への機運が高まりつつあるものの、現時点では署名を行うか否か明らかにしていません。今後締約国となるべく手続を進めていくのか否か、注視していく必要がありそうです。

(2) 当日の様子

調印式には世界各国から参加者が集い、紛争の平和的解決を促進する本式典の開催を祝福する雰囲気満ちていました。特に、上記のとおり条約締結までの主導的な役

Client Alert

割を担い、調印式開催国となったシンガポールの参加者にとっては特に重要な日となったと思われます。



【シンガポール調停条約関連の公式セミナーの様子】

パートナー 小松 岳志

☎ +65-6593-9753 (シンガポール)

✉ takeshi.komatsu@mhm-global.com

カウンセラー Chia Chi Chong

☎ +65-6593-9759 (シンガポール)

✉ chiachi.chong@mhm-global.com

アソシエイト 畠山 佑介

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ yusuke.hatakeyama@mhm-global.com

アソシエイト 花村 大祐

☎ +65-6593-9466 (シンガポール)

✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

Client Alert

- セミナー情報** www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html
- セミナー 『グローバルデータ保護規制の最新動向～ 厳格な執行が本格的に開始された GDPR の最新動向（雛形配布）・欧州 e プライバシー規制、適用開始が迫るカリフォルニア州消費者プライバシー法を含む米国データ保護法、BRICs・アジアのデータ保護法～』

開催日時 2019年9月12日（木）13:00～17:00

講師 田中 浩之

主催 株式会社経営調査研究会
 - セミナー 『第4022回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～発電所プロジェクトの最新実務動向や法改正の影響も踏まえて～』』

開催日時 2019年9月13日（金）13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
 - セミナー 『指名諮問委員会・報酬諮問委員会の導入実務と運営上の留意点～最新の実務動向を踏まえて～』

開催日時 2019年9月13日（金）14:00～17:00

講師 渡辺 邦広

主催 株式会社商事法務
 - セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの規制と実務の最新動向～豊富な実績に基づき他では聞けない実践的なノウハウを解説～』

開催日時 2019年9月17日（火）13:20～16:20

講師 村上 祐亮、市村 拓斗

主催 株式会社日本ナレッジセンター
 - セミナー 『トップ・マネジメントセミナー<全3講> 今求められる取締役の役割と責務～コーポレートガバナンス・コードを踏まえて～』

開催日時 2019年9月17日（火）8:30～10:30【第 講】
2019年10月2日（水）8:30～11:00【第 講・第 講】

講師 野村 修也

主催 株式会社商事法務

Client Alert

- セミナー 『上場会社の M&A に関する最新の留意点～ M&A アクティビズム、
「公正な M&A の在り方に関する指針」を中心に～』
開催日時 2019 年 9 月 17 日（火）13:30～16:30
講師 松下 憲
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『コーポレート戦略に関するセミナー「有価証券報告書記述情報他」』
開催日時 2019 年 9 月 18 日（水）9:00～12:00
講師 鈴木 克昌、奥山 健志
主催 一般社団法人 経団連事業サービス

- セミナー 『2020 年 1 月施行に備える 外資三法の廃止 技術輸出入管理条
例の改正 外資による投資の新たな枠組み「中国「外商投資法」の
実務への影響と採るべき対応」』
開催日時 2019 年 9 月 30 日（月）9:30～11:30
講師 本間 隆浩
主催 株式会社 JPI（日本計画研究所）

- セミナー 『6 月総会の総括と次回総会に向けての準備～機関投資家の動きと
対応の分析、有価証券報告書記載事例の分析を中心に～』
開催日時 2019 年 10 月 2 日（水）13:30～16:30
講師 菊地 伸
主催 株式会社商事法務

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『フィンテックの経済学』（2019 年 8 月刊）
出版社 慶應義塾大学出版会
著者 増島 雅和（共著）

- 本 『新・行政不服審査の実務』（2019 年 8 月刊）
出版社 三協法規出版株式会社
著者 小山 浩（共著）

- 論文 「フィリピン改正会社法の概要と実務上のポイント」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2204
著者 小松 岳志、園田 観希央、花村 大祐、ラモン・ミゲル・サムソン

Client Alert

- 論文 「「公正な M&A の在り方に関する指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて 」の解説〔上〕」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2205
著者 越智 晋平
- 論文 「「公正な M&A の在り方に関する指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて 」の解説〔下〕」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2206
著者 越智 晋平
- 論文 「中国最新法律事情(233)2019年版ネガティブリストと奨励外商投資産業目録」
掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.8
著者 井上 諒一、胡 勤芳
- 論文 「「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の解説(2)」
掲載誌 NBL No.1151
著者 増田 雅史
- 論文 「「公正な M&A の在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」の概要」
掲載誌 NBL No.1151
著者 越智 晋平(共著)
- 論文 「判例評釈：作用効果不奏功の抗弁(大阪高裁平成14年11月22日判決[エアロゾル事件])」
掲載誌 別冊ジュリスト 特許判例百選[第5版] No.244
著者 飯塚 卓也
- 論文 「不正競争防止法平成30年改正による限定提供データの保護について」
掲載誌 月刊監査役 No.698
著者 三好 豊

Client Alert

- 論文 「不正競争防止法平成 30 年改正によって新たに導入された限定提供データの保護について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.9
著者 三好 豊
- 論文 「実務解説 第 198 回通常国会で成立した主な法律と実務への影響」
掲載誌 旬刊経理情報 2019 年 8 月 10 日号
著者 香川 絢奈
- 論文 「当局解説「公正な M&A の指針の在り方に関する指針」の概要」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1554
著者 越智 晋平（共著）
- 論文 「イベント法務 集中講座(3)アンブッシュ・マーケティング」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 8 月号
著者 佐々木 奏
- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第 2 回 個人データの第三者への提供」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 8 月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「イベント法務 集中講座(4)実施場所に関する規制」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 9 月号
著者 佐々木 奏
- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第 3 回 個人データの外国にある第三者への提供」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019 年 9 月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「ゲノム・遺伝子ビジネスとは～法的諸問題と保険ビジネスへの影響を弁護士が解説」
掲載誌 The Finance
著者 吉田 和央

Client Alert

- 論文 「最新 GDPR 執行事例に基づくグローバルデータ保護デューデリ
ジェンスの展望（前編） M&A の場面における執行事例の教訓も
含めて」
掲載誌 Business Law Journal 2019 年 10 月号（No.139）
著者 田中 浩之、根橋 弘之（共著）
- 論文 「行政との対話と直面する課題 早期警戒制度に向けた四つの取り
組み」
掲載誌 月刊金融ジャーナル 第 60 巻第 8 号
著者 野村 修也
- 論文 「不動産信託受益権の売買に係る運用財産相互間取引の規制を緩和す
る改正について」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.50
著者 藤津 康彦、尾登 亮介、小中 諒
- 論文 「取締役会運営の新しい実務」
掲載誌 経営法友会レポート 546 号
著者 澤口 実
- 論文 「事業承継型 M&A とファミリーガバナンス」
掲載誌 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report)
2019 年 9 月号（No. 299）
著者 大石 篤史
- 論文 「再エネ・インフラ投資のリスク（5）瑕疵・欠陥リスク」
掲載誌 インフラビジネス JAPAN
著者 村上 祐亮
- 論文 「キャリアアップ目的での育児休業利用への対応」
掲載誌 企業会計 Vol.71 No.9
著者 南谷 健太
- 論文 「改正出入国管理法を踏まえた今後の労務管理のポイント -関連法
規も含めた改正法の内容と、「特定技能」をはじめとする在留資格を
活用するための留意点-」
掲載誌 労政時報 3977 号
著者 荒井 太一、南谷 健太

Client Alert

- 論文 「Mergers & Acquisitions - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights Mergers & Acquisitions 8th Edition
著者 梅津 英明、東 陽介

- 論文 「Getting the Deal Through - Loans & Secured Financing 2020
– Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Loans & Secured Financing
著者 青山 大樹、久保 圭吾

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2019 にて高い評価を得ました
Globe Business Publishing が発行する IAM (Intellectual Asset Management) Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2019 において、当事務所は litigation 及び transaction で上位グループにランキングされました。

- 桑原 聡子 弁護士が IFLR1000 Women Leaders 2019 において日本を代表する女性弁護士に選ばれました
IFLR1000 Women Leaders 2019 において、当事務所の桑原 聡子 弁護士が日本を代表する女性弁護士に選ばれました。

- 松井 敦子 弁護士が入所しました

- クリストファー・フォーゲル 弁護士が入所しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com